

## 債務負担行為に係る契約の特則

(債務負担行為に係る契約の特則)

第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和3年度	0 %
-------	-----

令和4年度	100 %
-------	-------

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行予定額は、次のとおりとする。

令和3年度	0 %
-------	-----

令和4年度	100 %
-------	-------

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行予定額を変更することができる。